

病院・地域精神医学誌投稿規定

(2023年6月30日改定)

1. 本誌への投稿は、原則として共著者を含めて本学会会員に限る。
2. 他誌に発表されたもの、投稿中のもの、自らあるいは第三者のホームページに掲載または掲載予定のものは受け付けない。但し編集委員会の判断のあるときはこのかぎりでない。同一ではなくともかなり内容が重なる場合は、投稿の際に明示することを要する。
3. 共著者は、研究に内容的に貢献し、論文作成に関与して最終版を承認し、発表後も疑義が出された場合に調査、解決、説明の責任を負うものであるとする。
4. 本誌に掲載された論文などの著作権（著作権法27条、28条の権利を含む）は、本学会に帰属する。
5. 本誌に掲載する原稿の種類とその内容は、以下のとおりとする。
 - a) 研究論文・報告：精神保健・医療・看護・福祉の実践の向上に資する独創性に富む研究論文（総説論文を含む）、実践活動に関する科学的報告
 - b) 実践報告：精神保健・医療・看護・福祉の実践活動に関する報告で、一般的な研究論文の形式にとらわれなくともよいが、十分な考察や独創的な提案を伴っているもの
 - c) 論壇：精神保健・医療・看護・福祉の実践活動・政策・動向などについての提案・提言
 - d) 資料：精神保健・医療・看護・福祉に関する記録上重要なもの、または会員に参考になる社会科学、自然科学に関する記録やまとめ
 - e) 解説：精神保健・医療・看護・福祉の重要な課題に関する平易な説明
 - f) 書評：精神保健・医療・看護・福祉に関する重要な図書・論文・資料集の紹介と書評
 - g) 編集委員会への手紙：掲載論文に関する意見あるいは新たな問題提起
 - h) 会員フォーラム：職能別および患者・家族の情報交換、意見交換
本誌には上記原稿のほか、「特集」としな編集委員会が定めたテーマに関する原稿、「学会だより」として理事会活動、学会総会案内、理事会が必要とする会務報告、その他を掲載する。また、以上の原稿の種類については、編集委員会の判断で月号または随時連載の形で掲載することもある。
6. 個人を対象とする研究の実践に当たっては、対象者の人権や人格を尊重するとともに、個人情報扱う調査研究や事例研究などにおいては、個人が特定されず匿名性が守られるように十分な措置を講じる必要がある。また、個人情報扱う調査研究では、結果の公表方法について事前に対象者の了解を得た上でデータを入手し、事例研究では投稿に先立ち本人または家族の同意を得るなど、プライバシー保護に十分配慮しなければならない。
ヘルシンキ宣言（改訂を含む）および「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」などの該当する倫理指針や法規に従わなければならない。論文の内容に関して資金提供、雇用関係などによる利益相反がある場合にはそれを明記し、ない場合でもそれを疑われるような内容を含む論文の場合は「本論文に関しCOI関係にある企業等はない」等と明記すべきである。必要であれば基幹となる学会（例えば日本精神神経学会）のガイドラインも参照する。
7. 投稿原稿の制限枚数については、「研究論文・報告」が400字詰め原稿用紙で40枚以内、「実践報告」と「資料」が30枚以内、「論壇」と「会員フォーラム」が20枚以内、「書評」と「編集委員会への手紙」は5枚以内を原則とする。なお、ワードプロセッサを使用する場合の原稿制限枚数は、字数に換算する。制限枚数の超過は編集委員会が適当と判断する場合に認められることがある。
8. 原稿の執筆要領は次のとおりとする。
 - 1) 原稿作成にあたっては、できるだけワードプロセッサを用いる。この際、ページのレイアウトは、1頁を400字の整数倍にし、それを第1頁の最下行に明示する。手書き原稿の場合は楷書で書き、欧語はタイプライターを使用すること。
 - 2) 原稿は和文で横書きとし、新かな、常用漢字、算用数字、単位、符号は慣用のものを用い、簡潔に記述する。
 - 3) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつけ、本文とは別にまとめる。また、本文原稿の欄外に挿入希望位置を指定（朱書）する。図、表及び写真の原稿は明瞭なものを用いる。
 - 4) 原稿には表紙を付し、上半分に表題、著者名、職種、全著者の所属機関名を和文と英文で記し、下半分には赤字で希望する原稿の種類、連絡者の住所・氏名・電話番号、論文枚数、図・表・写真等の数、別刷の必要部数、編集委員会への連絡事項などを付記する。原稿の2頁には、800字以内の和文抄録と和文と英文で5つ以内のキーワードを記載する。
 - 5) 文献の引用は、本文中では主著者名（共著者名は何名の場合でも「ら」で表示）と発表年のみをカッコに入れるか、主著者名の直後に発表年をカッコに入れて記載する。同一著者名で、同一年の発表が複数ある場合は、アルファベット小文字を年号の直後に加えて区別し、文献欄にも同様の処理をする。単行本の出所頁は、年号の直後に記載する。一つのカッコ内に複数の著者名がある場合はアルファベット順にする。

【記載例】

すでに、樋田 (1987) が述べているように、……
……ことが明らかにされている (田原ら, 1991)。
これまでの研究 (Brownら, 1962; 1972a; 1972b; 1985) では、……
……という報告 (窪田ら, 1988; 中村ら, 1992, p155; 高島, 1993) が……。

6) 文献欄記載の様式

- a. 文献欄は筆頭著者の姓 (family name) のアルファベット順に (同一著者の場合は発表順) に並べる。引用番号は用いない。
 - b. 著者名は、3名以内の場合は全員を、4名以上の場合には3名まで書き、あとは他 (et al) と省略する。
 - c. 雑誌名は原則として正式名称を用いる。略名を用いるときは、邦文誌は日本医学雑誌略名表 (日本医学図書協会編)、欧文誌はIndex medicusにしたがって記載する (雑誌指定のものがあればこれを用いる)。
 - d. 文献の記載は以下の通りとする。
 - ・雑誌については、著者名 (西暦年号). 論文題名. 雑誌名 巻: 最初の頁-最後の頁.
 - ・単行本全体は、著者名 (西暦年号). 書名. 発行所, 発行地.
 - ・単行本の中の論文【和文】は、著者名 (西暦年号). 論文題名. 書名 (編者各編) 所収. 発行所, 発行地, pp最初の頁-最後の頁.
 - ・単行本の中の論文【欧文】は、著者名 (西暦年号). 論文題名. In書名 (編者名ed/eds). 発行所, 発行地, pp最初の頁-最後の頁.
- として下さい。
- ・訳本は原書を上記にしたがって記載し、続けて () 内に訳本を、上記に準じて記載して下さい。

【記載例】

- 猪俣好正, 稲地聖一, 樋田精一, 他 (1984). 行政機関による精神障害者に対する「集団的働きかけ」の現状. 精神神経学雑誌86: 204-224.
Mann SA, Crcc W(1976).New'Long-stay Psychiatric Patients. Psychological Medicine 6:603-615.
岡上和雄, 大島巖, 荒井元傳 (1988). 日本の精神障害者. ミネルヴァ書房, 京都.
樋田精一 (1990). 分裂病のデイケア. 今日の分裂病治療 (島園安雄, 藤縄昭編) 所収. 金剛出版. 東京. pp125-144.
International Commision of Jurists(1985). Human Right and Mental Patients in Japan. Report of a Mission on bchalf of ICJ and ICHP.
(国際法律家委員会 (「精神医療人権基金」運営委員会訳) (1986). 日本における人権と精神病疾患, 悠久書房, 東京.)
9. 原稿の投稿には、必ずコピーを2部添えること。ただし、写真およびコピーでは不鮮明になる図表は、原図を2枚提出のこと。また、筆者の手元にもコピーを1部保管されたい。ワードプロセッサ使用時には、電子媒体を同封することが望ましい (機種名を記入のこと)。なお、印刷済みの原稿および電子媒体は原則として返却しない。
 10. 原稿の採否と掲載順は、編集委員会で決定する。投稿規定から著しく逸脱したり、判読の困難な原稿は、査読せず筆者に返却する。
 11. 編集委員会は投稿原稿について訂正を求めることがある。訂正を求められた原稿はできるだけ速やかに再提出すること。返送の日より6カ月以上経過して再投稿されたものは、新原稿として取り扱うことがある。
 12. 原稿の送り先は、〒113-0033 東京都文京区本郷2-17-13 (有)エム・シー・ミュージズ内 日本病院・地域精神医学会「病院・地域精神医学」編集委員会宛とする。
 13. その他
 - (1) 受付順位にかかわらず至急に掲載されることを希望する場合には、そのために要する印刷、その他の諸経費は全額著者負担とする。
 - (2) 本規定に関する疑義は編集委員会にお問い合わせ願いたい。

編集委員会内規

1. 編集委員会は、担当理事を含め10名程度を会員の中から理事会が決定し委嘱する。
2. 論文および原稿の採否の検討は受付順に従い、掲載は受理順によることを原則とするが、編集上の都合などにより、前後させる場合がある。ただし原稿の到着日を受付日とし、採用決定の日を受理日とする。
3. 論文の採否は、論文ごとに編集委員会で選出した2名以上の査読者があらかじめ検討を行い、その意見を参考にして編集委員会で決定する。委員会は、必要に応じ、編集委員以外の外部査読者を指名して意見を聞くことができる。
4. 制限枚数の超過は、編集委員会が適当と判断した場合に規定枚数の3割を越えない範囲で認められる。制限枚数を越える

原稿の掲載経費は原則として自己負担とする。

5. 編集委員会の中に査読委員を置く。定員は特に設けない。査読委員は、各専門分野の投稿論文を査読するとともに雑誌の編集全般について編集委員会に助言することができる。編集委員は査読委員を兼ねることができる。
6. 編集委員会は、必要に応じ、編集事務局をおくことができる。その機構は委員会で決定する。